札幌方面南警察署告示第６号

札幌方面南警察署告示５号にて告示の放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務（以下「確認事務」という。）を受託した者（以下「放置車両確認機関」という。）及び主たる事務所の所在地を次のように定め、令和７年４月１日から施行する。

令和７年３月２１日

札幌方面南警察署長　野　中　稔　蔵

１　放置車両確認機関の名称

北海道クリーン・システム株式会社

２　主たる事務所の所在地

札幌市中央区北２条西２丁目15番地　STV北２条ビル